

## 介護労働者の処遇改善と人員配置基準の改善を求める意見書

超高齢化を迎える中、政府は2009年に人材確保対策として処遇改善に乗り出し、2015年厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとの介護人材重要推計を公表しました。

介護施設の職員体制は、利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、多くの施設で配置基準以上の職員を配置しております。

2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善を促進するために、介護職員処遇改善加算が強化されましたが、介護報酬を引き上げれば、給付の増大や保険料負担の増大を招き、介護保険制度の持続可能性を損なう恐れがあります。また、法定基準を引き上げて勤務環境の改善を図ることは離職防止を進める上でも重要な課題です。

人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として更なる人材確保と離職防止対策の一層の推進が必要です。

従って、介護労働者の人材確保、離職防止対策等、安全・安心の介護を実現していくため、下記の事項の実現を強く求めます。

### 記

- 一、介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
- 一、介護保険等施設の人員配置基準を改善すること。
- 一、これらの実現を図るための費用は国費で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年7月1日

静岡県焼津市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
財務大臣

} 様